

原子爆弾被爆者健康診断業務について

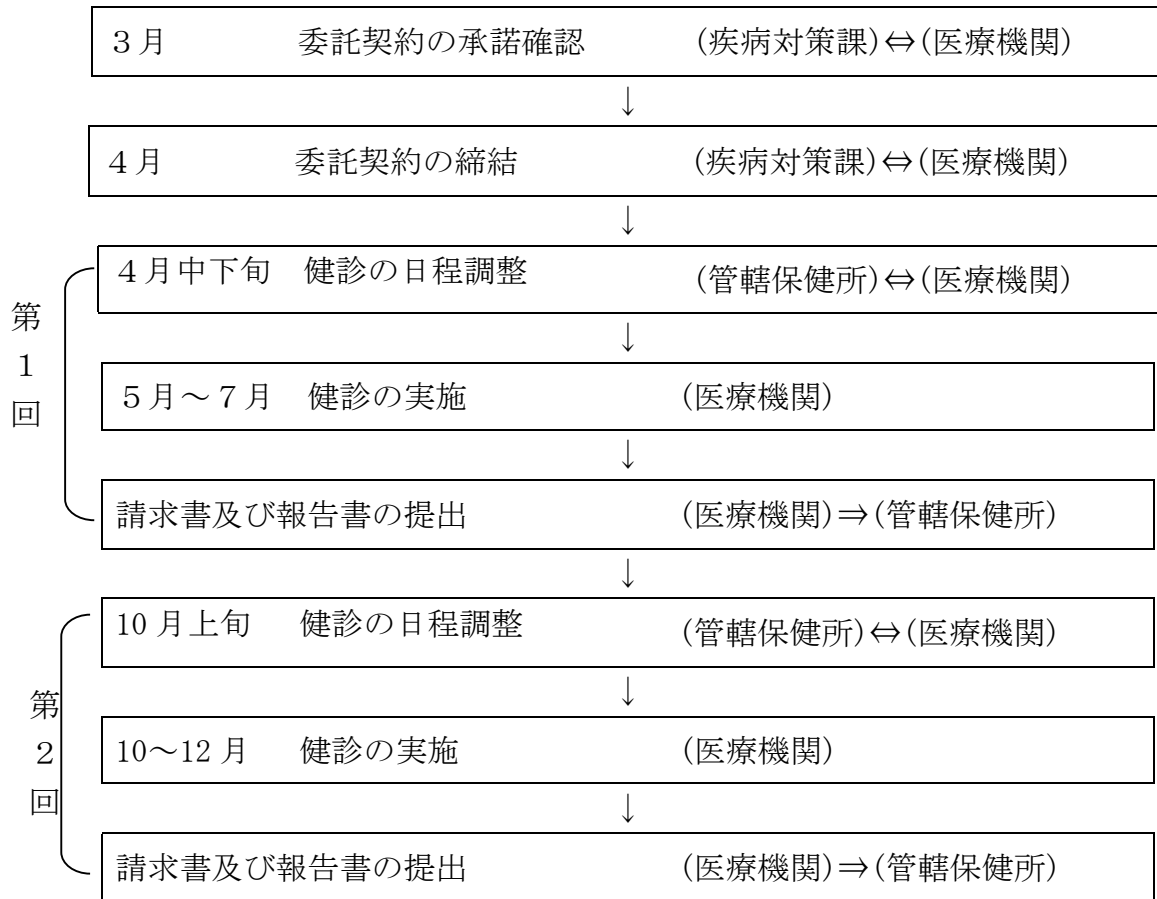
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者等の健康保持及び増進を図ることを目的に、一定の要件を満たした被爆者等を対象に健康診断を実施しています。

対象者 R2.3 末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者 <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳所持者 467人 (各保健所管内別人数 賀茂 14人、熱海 46人、東部 86人、御殿場 22人、富士 39人、 中部 40人、西部 28人、静岡市 108人、浜松市 84人) ・第一種健康診断受診者証所持者 5人 ・第二種健康診断受診者証所持者 (一般検査のみ年1回) 18人 ・被爆二世 (被爆者の実子) 413人 <p style="text-align: right;">合計 903人 (在外被爆者を除く)</p>										
回数	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診 年2回 (第一回…5月～7月、第二回…10月～12月) ・希望による健診 年2回 (うち1回をがん検診にできる) 										
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般検査 (一般検査 (血液、尿、血圧測定等) ・肝機能・HbA1c) ・がん検診 (胃・肺・乳・子宮・大腸・多発性骨髄腫) ※がん検診は、希望による健診のうち1回のみ受診可。 ・精密検査 										
単価 (参考①)	<ul style="list-style-type: none"> ・国要綱により単価設定。 ・一般検査及びがん検診は、受診者の自己負担なし。 ・精密検査は上限 7,028 円 (R2 単価)。 										
方法 (参考②)	<ul style="list-style-type: none"> ・県と実施機関にて、年度ごと被爆者健康診断委託契約を締結。 ・契約機関の管轄保健所と健康診断実施日を調整した上で、健康診断を実施。 ・実施に当たっては、被爆者健診専用の様式 (問診表、個人票、実施報告書) を使用。 ・契約機関は健康診断終了の都度、実施報告書及び検査料請求書を受診者の管轄保健所に提出。 ・県は報告書を確認し、2～3か月後を目途に検査料を契約機関へ支払う。 (年2回に分けて報告→支払) 										
R元年度 実績 (延受診 者数・人)	種類 対象	一般検査			がん検診					精密 検査	
		一 般	肝機能	HbA1c	胃	肺	乳	子 宮	大 腸	多発性 骨髄腫	
	被爆者	273	266	263	53	123	33	16	109	120	130
	二 世	307	296	280	120	165	84	67	164	174	88

(参考①) 令和2年度 単価

検 査 項 目		検 査 費
一般検査		5,621 円 ×延検査人員
	肝臓機能検査を実施した場合	+2,079 円 ×延検査人員を加算
	ヘモグロビンA1c 検査を実施した場合	+539 円 ×延検査人員を加算
胃がん 検診	直接撮影	12,240 円 ×延検査人員
	間接撮影	7,855 円 ×延検査人員
	胃内視鏡検査	16,083 円 ×延検査人員
肺がん検診		5,050 円 ×延検査人員
	+喀痰細胞診検査を実施した場合	+3,740 円 ×延検査人員を加算
乳がん検診 (問診・視触診のみ)		3,168 円 ×延検査人員
	+乳房X線検査を実施した場合	+6,501 円 ×延検査人員を加算
子宮がん検診		6,908 円 ×延検査人員
	+体部の細胞診検査を実施した場合	+5,720 円 ×延検査人員を加算
	+コルポ スコープ 検査を実施した場合	+2,310 円 ×延検査人員を加算
大腸がん検診		4,356 円 ×延検査人員
多発性骨髄腫		1,814 円 ×延検査人員
精密検査		7,028 円 ×延検査人員 ただし、診療報酬点数表により算定した額がこれを下回るときはその額。

(参考②) 実施方法 (健診実施の流れ)



※ 被爆者健診専用の様式 (問診表・個人票など) を使用。

※ 検査料の支払は実績報告書の確認後、県疾病対策課から振込み。